

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日翌日
の翌日)

目 次

◇条 例 鳥取県人権尊重の社会づくり条例(同和对策課)

鳥取県税条例の一部を改正する条例(稅務課)
鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(企業局總務課)

◇規 則 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則(稅務課)

公布された条例のあらまし

◇鳥取県人権尊重の社会づくり条例

一 目的(第一条関係)

この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らすすべての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、同和問題、女性の人権に関する問題、障害者の人権に関する問題などの人権に関する問題への取組みを推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とするものとした。

二 県等の責務(第二条、第四条関係)

県、市町村及び県内に暮らすすべての者の責務を定めるものとした。
三 基本方針の策定(第五条関係)

知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとした。

四 鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の設置(第六条関係)

人権施策基本方針その他人権施策に県内に暮らすすべての者の意見を反映させるため、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会を設置するものとした。

五 施行期日

この条例は、平成八年八月一日から施行するものとした。

◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

一 個人の県民税に関する事項

1 土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、次のとおり改めるものとした。(附則第十三条関係)

(一) 税率を次のとおり改めるものとした。

(二) 前年分に土地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額がある場合のその年

課税長期譲渡所得金額		現 行	改 正 後
四千万円以下	の部分	二%	二%
四千万円超八千万円以下	の部分	三%	二%
八千万円超	の部分	三%	三%

分の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得金額についての税額計算の特例を廃止するものとした。

2 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例について、平成十年から税率を次のとおり改め、その適用期間を平成十四年度(現行平成九年度)まで延長するものとした。(附則第十四条関係)

課税長期譲渡所得金額	現 行	改正後
四千万円以下の部分	一・六%	一・六%
四千万円超の部分	(二律)	二%

二 ゴルフ場利用税に関する事項

国民体育大会及びその予選会その他これらに準ずる競技会として知事が指定したものに参加するプロゴルファー以外の選手の利用料金が五分の一以上軽減されているゴルフ場については、その者の利用に係る税率を、通常の場合の二分の一とすることとした。(第七十九条の二関係)

三 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

四 施行期日等

1 この条例は、平成九年四月一日から施行することとした。ただし、一の2は平成十年四月一日から、二は公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

一 新たに設置する発電施設の名称及びその最大出力並びに電力供給方法を次のとおりとすることとした。

施設の種類	最大出力	電力供給方法
加地発電所	千百キロワット	卸 売

二 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

条 例

鳥取県人権尊重の社会づくり条例をここに公布する。

平成八年七月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十五号

鳥取県人権尊重の社会づくり条例

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であり、人間として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。これは、人類普遍の原理であり、自由と正義と平和の基礎であり、かつ、法の下での平等及び基本的人権の保障を定めた日本国憲法の精神にかなうものである。

この理念の下に、お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会が実現されなければならない。

ここに、我々鳥取県に暮らすすべての者は、豊かな自然に抱かれ、歴史と文化を育んできたふるさと鳥取の地で、共に力を合わせてこの使命を達成することを決意し、真に人権が尊重される社会とするため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らすすべての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、同和問題、女性の人権に関する問題、障害者の人権に関する問題などの人権に関する問題への取組みを推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。

(県の責務)

第二条 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するとともに、県行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚を促進しなければならない。

2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携協力しなければならない。

3 県は、市町村が実施する人権施策について、必要な助言その他の支援を行うものとする。

(市町村の責務)

第三条 市町村は、県が実施する人権施策に協力するとともに、自らの行政分野で人権尊重に配慮し、人権意識の醸成及び高揚に努めなければならない。

(県内に暮らすすべての者の責務)

第四条 県内に暮らすすべての者は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、県が実施する人権施策に協力しなければならない。

(基本方針)

第五条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 人権尊重の基本理念

二 人権に関する意識の高揚に関すること。

三 差別実態の解消に向けた施策に関すること。

四 相談支援体制に関すること。

五 前二号に掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要な施策に関すること。

六 同和問題、女性の人権に関する問題、障害者の人権に関する問題などの人権に関

する問題における分野ごとの施策に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

(鳥取県人権尊重の社会づくり協議会)

第六条 人権施策基本方針その他人権施策に県内に暮らすすべての者の意見を反映させるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、協議会の意見を聴くものとする。

3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

第七条 協議会は、委員二十六人以内で組織する。

2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成八年八月一日から施行する。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成八年七月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十六号

鳥取県条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十九条の二第一項に次の一号を加える。

四 スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百一十一号）第六条に規定する国民体育大会及びその予選会その他これらに準ずる競技会として知事が指定したもの（以下「国民体育大会等」という。）に参加するプロゴルファー以外の選手（国民体育大会等の競技及び当該国民体育大会等について指定された練習日における練習として利用する場合に限る。）

附則第十一条第一項第一号中「第三項第一号」を「第三項」に改め、同条第二項中「同条第四項各号」を「同条第三項各号」に改める。

附則第十二条第一項第一号中「において準用する前条第三項第一号」を削る。

附則第十三条第一項中「第四項の規定」を「第三項の規定」に改め、同項第二号中「超える」を「超え八千万円以下である」に、「百分の三」を「百分の二」に改め、同項に次の一号を加える。

三 課税長期譲渡所得金額が八千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
イ 百六十万円

ロ 当該課税長期譲渡所得金額から八千万円を控除した金額の百分の三に相当する金額

附則第十三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「附則第三十四条第四項第二号」を「附則第三十四条第三項第二号」に、「附則第三十四条第四項第三号」を「附則第三十四条第三項第三号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「附則第三十四条第四項」を「附則第三十四条第三項」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第十四条第一項中「平成九年度」を「平成十四年度」に改め、「（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を削り、「当該譲渡に係る課税長期譲渡

所得金額の百分の一・六」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 課税長期譲渡所得金額が四千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の一・六に相当する金額

二 課税長期譲渡所得金額が四千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
イ 六十四万円

ロ 当該課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の二に相当する金額

附則第十四条第二項中「平成九年度」を「平成十四年度」に改める。

附則第十六条第一項中「（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下本項において同じ。）」を削る。

附則第十七条第一項第一号中「附則第十三条第四項」を「附則第十三条第三項」に改め、同項第二号中「第三十一条第四項」を「第三十一条第二項」に、「十年」を「五年」に改め、同条第二項中「附則第三十四条第四項第二号」を「附則第三十四条第三項第二号」に、「法附則第三十四条第三項第三号」を「同項第三号」に改め、同条第三項中「第二十八条の四第四項第一号」を「第二十八条の四第三項第一号」に改め、同条第五項を削る。

附 則
（施行期日）
第一条 この条例は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七十九条の二の改正規定 公布の日

二 附則第十四条の改正規定（同条第一項の改正規定中「（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を削る部分を除く。）及び次条第二項の規定
平成十年四月一日

（県民税に関する経過措置）

第二条 この条例による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。） 附則第十三

条の規定は、所得割の納税義務者が平成八年一月一日以後に行う租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）による改正後の租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）による改正前の租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十四条の規定は、所得割の納税義務者が平成九年一月一日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行ったこの条例による改正前の鳥取県税条例附則第十四条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の県民税については、なお従前の例による。

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成八年七月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十七号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項の表中

佐治発電所 五千キロワット

を

佐治発電所
加地発電所

五千キロワット
千百キロワット

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

規 則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年七月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則（昭和三十五年九月鳥取県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第六十号様式中「濤」を「濤」に、

特 例 の 利 用			
学 生 等	身 体 障 害 者	年 齢 65 歳 以 上 の	早 朝 ・ 薄 暮
小 計			

を

特 例 の 利 用			
学 生 等	身 体 障 害 者	年 齢 65 歳 以 上 の	早 朝 ・ 薄 暮
小 計			

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円（送料を含む。）】